

氏名(国籍)	李 美 貞 (韓 国)		
学位の種類	博 士 (心身障害学)		
学位記番号	博 甲 第 5065 号		
学位授与年月日	平成 21 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	知的障害者の職業リハビリテーションにおける教育・福祉・労働分野の連携に関する韓日比較研究		
主 査	筑波大学教授	教育学博士	徳 田 克 巳
副 査	筑波大学教授	博士 (心身障害学)	奥 野 英 子
副 査	筑波大学准教授	博士 (文学)	岡 本 智 周
副 査	筑波大学准教授	Ph. D.	八 重 田 淳

## 論 文 の 内 容 の 要 旨

### (目的)

知的障害者の雇用促進のために、知的障害者の職業リハビリテーションの連携の概念を明らかにするとともに、韓国と日本の知的障害者の職業リハビリテーションの教育・福祉・労働分野の施策と実態を分析し、連携の視点からその問題点を明らかにする。さらに、知的障害者の職業リハビリテーションにおける連携に影響を与える要因を提示する。

### (対象と方法)

#### 1. 知的障害者の職業リハビリテーションにおける連携の概念

リハビリテーション分野と医療・保健・福祉分野の専門学会誌、学会雑誌、学位論文の中で「連携」を課題にしている文献を検討した。

#### 2. 韓国と日本の職業リハビリテーション関連分野の連携

韓国と日本の各種審議会資料や障害者関係の中長期計画、運営方針、各種法律を対象に、歴史的な動向と連携に関する具体的な規定や行政組織について分析した。さらに、職業リハビリテーション関連専門職の資格制度と養成カリキュラムを検討した。

#### 3. 韓国と日本の職業リハビリテーション関連機関間の連携実態と連携についての認識

連携に対する認識や連携の実態を分析するため、韓国と日本の職業リハビリテーション関連機関従事者を対象に、質問紙調査を実施した。

#### 4. 韓国と日本の職業リハビリテーションにおける連携の比較

韓国と日本の職業リハビリテーションの連携について比較を行い、連携に影響を与える要因を分析した。

### (結果)

#### 1. 知的障害者の職業リハビリテーションにおける連携の概念

連携について論じている 577 件の論文を検討した結果から、知的障害者の職業リハビリテーションにおける連携は、「知的障害者の職業リハビリテーションに関わる教育・福祉・労働分野が『知的障害者の雇用促進』という共通の目的を達成するために行われる活動であり、その目的を達成するために各分野が不足な部分を

補完しながら責任を持って協力する過程である」と整理できた。連携の主体としては知的障害児（者）を対象にする教育・福祉・労働関連機関が挙げられた。連携においてお互いに提供し合う内容としては、①利用者である知的障害者やその家族に関する情報、②機関のサービス内容に関する情報、③職業リハビリテーション業務担当職員、④連携に関わる費用、などが挙げられた。また、連携に影響を与える要因として、①連携に関する学習経験、②他専門職に関する学習経験、③知的障害者の連携に対する機関の理解、④機関間の役割分担、⑤情報の交流、⑥連携に必要な財源の確保、⑦連携に必要な時間の確保、⑧連携に関わる職員などの人的資源の交流、⑨連携に関する目的意識の共有、⑩連携を促進するための行政システムの改善と政策的な支援、などが挙げられた。

## 2. 韓国と日本の職業リハビリテーション関連分野の連携

韓国は障害者職業リハビリテーションの連携に関する歴史は浅く、障害者関連法律と行政組織が教育・福祉・労働分野に分かれているため、連携がより求められているが、職業リハビリテーション関連機関の役割、連携対象、連携内容などは具体的に規定されていなかった。

一方、日本は法律と行政組織の変化が少なく、審議会を通じて長年にわたり連携を考え、施策として取り入れてきたため、連携が安定的であり、各法律が「障害者の自立」という共通の目的を示しており、互いに話し合える仕組みになっていた。さらに、各行政組織の内外に意見を調整する役割を持つ機関が置かれ、連携がしやすくなっているとともに、連携の対象、内容、役割などが明確に規定されていた。

## 3. 韓国と日本の職業リハビリテーション関連機関間の連携実態と連携についての認識

日本の関連機関従事者の99.3%が連携は必要であると回答したものの、連携を必要とする理由についてはそれぞれ異なっていた。従事者の連携に関する学習経験と他専門職に関する学習経験については、大学や専門学校などの卒業前はほとんど学んでいなかったが、卒業後には研修会を通じて学んでいた。また、卒業後の職業関連専門職に関しては、従事者の半数以上が学んでいなかった。一方、連携担当者（79.3%）と連携場所（77.9%）が配置されており、自機関の連携程度は積極的であると認識していた。

韓国の関連機関従事者の95.2%の従事者は連携が必要であると回答したが、障害者雇用の代表機関である韓国障害者雇用促進公団は他の機関より連携に対して消極的であることが明らかになった。一方、従事者の連携に関する学習経験と他専門職に関する学習経験においては、卒業前の学習経験が多い一方、卒業後には少なく、連携に関する学習時間も短かった。さらに、各機関が担当している職業リハビリテーション業務内容には偏りがあった。

## 4. 韓国と日本の職業リハビリテーションにおける連携の比較

韓国は制度的に連携の目的、方法、役割分担などが明確ではなく、連携のための環境を整えられていなかった。一方、日本は制度的には連携の対象と内容が明確に規定されているが、専門性が欠けていた。また、韓国と日本の関連機関従事者の連携に影響を与える要因としては、「連携に対する認識」「連携に関する学習経験」「他専門職に関する学習経験」「連携に関する学習時間」「環境的な部分」が影響を与えていた。

（結論）

知的障害者の職業リハビリテーションの連携を活性化するために、韓国は法律やシステムの整備を通じて連携が機能する体系を作る必要があり、日本は職業リハビリテーション関連専門職の養成と施策をより強化する必要がある。さらに、両国とも関連機関従事者の連携に関する目的を明確するとともに連携が機能できるような環境を整えなければならない。

## 審査の結果の要旨

本研究は、知的障害者の雇用促進のために、知的障害者の職業リハビリテーションの連携の概念を明らか

にするとともに、韓国と日本の知的障害者の職業リハビリテーションの教育・福祉・労働分野の施策と実態を分析し、連携の視点からその問題点を明らかにしている意欲的な論文である。韓国と日本を比較することによって、両国の特徴を浮き立たせ、現在の両国の課題を明確化させた研究手法は極めて独創的な研究であり、高く評価される。

よって、著者は博士（心身障害学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。